

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年6月6日（火）午後3時00分～午後3時45分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6
3. 出席委員 農業委員（10名） 推進委員（3名）

農業委員	氏 名	農業委員	氏 名	推進委員	氏 名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	欠 席
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	欠 席	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	欠 席	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	欠 席	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 農業委員（3名）3番 前田 全計 4番 鵜山 久雄 6番 梅田 昌宏
推進委員（1名）1番 安井 進

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議案第1号 農地法第3条第1項による申請について

議案第2号 農地法第4条規定による申請について

議案第3号 農地法第5条規定による申請について

議案第4号 農地法第18条第6項規定による通知について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 その他

1) 形状変更申請について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

6. 農業委員会事務局職員 事務局長 中川 徹 農地係長 松村高宏

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から6月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員10名出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。なお、推進委員は3名出席頂いております。

（会長あいさつ）

議 長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

（異議なしの声有り）

議 長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に11番 本郷委員と12番 吉岡委員のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の中川局長と松村係長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3の議事に入ります。まず、議案第1号を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをお願い致します。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による申請について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、売買により所有権を移転するための申請でございます。

番号1番、申請地、大字藤森245番(田)849㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で申請理由は規模拡大のためでございます。場所は、調査順序表第4番目、青垣園より西に約200mのところでございます。

番号2番、申請地、大字野口366番(田)1,083㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。場所は、調査順序表第5番目、JR五位堂駅より南に約300mのところでございます。

番号3番、申請地、大字曾大根435番1(田)859㎡、大字曾大根435番3(田)1,190㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、申請理由は、新規就農のためでございます。場所は、調査順序表第6番目、総合公園より北に約10mのところでございます。

以上、議案第1号につきましては、3件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、1番2番について説明いたします。譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、全部効率利用要件につきましては、受人の世帯の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事からみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況など、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。

次に、権利の取得後の常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、周辺の農家団体とも協力し行うとすることで、農業上の総合的利用には、支障がないものと考えます。

3番につきましては、新規就農でございますので、農地部会で聞き取りされており詳しくは、農地部会長よりご説明いただきますが、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、3番は新規就農ですので、農地部会で聞き取り調査を行っております。農地部会長より報告願います。

部会長 農地部会で、新規就農の方より聞き取りいたしました内容について報告いたします。申請者は、申請地の隣に事務所を構え電気設備工事の会社を経営されています。以前よりイチゴのハウスの電気設備工事を手がけ、イチゴ農家の方々と交流があり、

イチゴ栽培に興味を持っておられたようです。そこへ隣地の農地を購入しないかという話があり、会社の隣接地であるので、申請者と会社の従業員でもある従兄弟とともにイチゴ栽培をやりたいと考えたようです。

申請者と従兄弟のお二人で、イチゴ栽培の1年間の研修を受けておられ、地元・曾大根の農家支部長や、県の中部農林事務所へ新規就農の相談をされ、また、イチゴ栽培を手掛けておられる上田委員のもとを訪れイチゴ栽培の見学もされております。

イチゴ栽培をゆくゆくは会社の新規事業に育てたいと考えておられ、農業への参画の意欲を大変感じられました。

申請地にはハウス3棟を建てられる計画で、申請者と従兄弟が主となり、そのほかの親族の方々もイチゴ栽培に携わり、作業を行われる計画です。作物は、直売所や研修先の農園へ出荷する予定です。

農地部会としては、新規参入していただくのは、ありがたいことなので、できる限り継続していただけるよう協力していけばよいのではないかという意見でした。

ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、農地部会長より説明が終わりましたが、この議案第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。
(なしの声有り)

議 長 ご質問等ないようですので採決致します。それでは、議案第1号、農地法第3条第1項による申請について、賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は、委員会処理に決定致します。
続いて、議案第2号を議題と致します事務局から説明願います。

事務局 議案書2ページをお願いします。議案第2号、農地法第4条の規定による申請について説明致します。

本件は、市街化調整区域の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字藤森79番1(田)313㎡、申請人は、表記のとおりです。転用目的は、貸露天駐車場への転用で、青垣園の増改築に伴いトラックなどの工事車両等の置き場として一時的に約2年間使用するための転用の申請です。場所は、調査順序表第2番目、青垣園より南に約150mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号2番、申請地、大字池田414番5(田)256㎡、申請人は、表記のとおりです。議案第3号の2番の案件と同一申請地です。娘夫妻と同居されるために農家住宅を建築するための申請です。土地は、父親が提供し、建物は娘婿が建築されますので、4条と5条の申請が必要となります。

以上、議案第2号につきましては、2件の申請でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。
部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1番、藤森の露天駐車場への転用の申請ですが、現況は、畑として使用されています。周囲の状況は、南側は水路を挟んで道路、西側は道路、東側と北側は宅地で

す。南側に道路と同じ高さになるよう大型のブロックを置き土留めし土砂の流出がないように造成されます。隣接する農地はなく、汚水の発生はなく、雨水のみ自然浸透にて、南側水路に排水されます。藤森水利組合の同意を得ています。周囲への被害はないものと思われます。

番号2番、池田の農家住宅への転用ですが、現状は、休耕されております。周囲の状況は、南側、西側は道路、北側は申請者の農地、東側は宅地です。周囲に擁壁を設け、土砂の流出のないよう道の高さまで造成されます。汚水は、宅内に合併浄化槽を設置し、雨水とともに南側水路に排水されます。池田水利組合の同意を得ています。周囲への被害はないものと思われます。

以上、農地部会としては、どちらも妥当な申請であろうという審議結果でした。

ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 それでは説明させていただきます。

番号1番、藤森の農地区分につきましては、住宅・事業用施設または公益的施設が連たんしている区域内にあり、第3種農地と判断致します。まず、資力、及び信用につきましては、自己資金でまかなう計画で金融機関の通帳の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約1ヶ月で完成予定とされており、計画内容から確実と考えます。

また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号2番、池田の農地区分につきましては、水管、ガス管の埋設された4m以上の道路に面し、第3種農地と判断致します。まず、資力、及び信用につきましては、金融機関からの借入金でまかなう計画でローン審査結果表の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約6ヶ月で完成予定とされており、計画内容から確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議案第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。

議案第2号、農地法第4条規定による申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は県へ送付することに決定致します。

続いて、議案第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による申請について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地につき権利移転または設定を行い、農地以外の目的

に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字曾大根381番2(畑)85㎡、同じく大字曾大根381番3(畑)87㎡、合計172㎡です。譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で露天駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第3番目、総合公園より北西に約300mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号2番、申請地、大字池田414番5につきましては、議案第2号の2番で説明させていただきましたので省かせていただきます。

以上、議案第3号につきましては、2件の申請でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1番、曾大根の駐車場への転用申請ですが、現況はもともと畑でしたが40年以上前には地上げされ農地として使われなくなっています。周囲の状況は、北側、東側は宅地、南側と東側は道路で、周囲に農地はありません。現状のまま使用されるようで、所有者から地上げしてしまった件につき始末書の提出を受けています。汚水の発生はなく、雨水は現状どおり自然浸透にて道路内排水管を通じ排水されます。曾大根水利組合から同意を得ています。周囲への被害はないものと思われます。

番号2番は先ほど4条申請で説明させていただいたとおりで、周辺に被害はないものと思われます。

以上、農地部会としては、妥当な申請であろうという審議結果でした。
ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 それでは説明させていただきます。

番号1番、曾大根の農地区分につきましては、街区を形成している区域の宅地化割合が40パーセントを超えており、第3種農地と判断致します。

まず、資力、及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約1週間で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号2番は、先ほどの4条の説明とおりです。

以上、ご審議よろしく願い致します。

議 長 ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議案第3号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。議案第3号、農地法第5条規定による申請の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号は県へ送付することに決定致します。

続いて、議案第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議案第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明致します。

本件は、農地の耕作権について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、磯野北町22番1(畑)237㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は、転用のためでございます。

番号2番、申請地、大字大中168番(田)370㎡、同じく大字大中171番(田)327㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は、転用のためでございます。

番号3番、申請地、大字藤森79番1(田)313㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は、転用のためでございます。

以上、議案第4号につきましては、3件の通知でございます。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。

何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしの声あり)

議 長

なしとの声がありましたので、議案第4号は事務局処理と致します。

続いて、議案第5号を議題と致しますが、この案件につきましては、梅田委員と、中江委員の親族、吉岡委員と推進委員の米田委員が「利用権設定を受ける者」となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室して頂きます。

(梅田委員、中江委員、吉岡委員、米田委員 退出)

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局

議案書3ページをお願いします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字大谷193番(田)1,398㎡、同じく大字大谷194番(田)952㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から令和8年5月31日までの約3年間でございます。

整理番号2番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字根成柿46番(田)977㎡、同じく大字根成柿262番1(田)951㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から、令和8年5月31日までの約3年間でございます。

整理番号3番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字根成柿147番1(田)1,110㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水

稲を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から令和8年5月31日までの約3年間でございます。

整理番号4番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字市場633番(田)1,662㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から令和8年2月28日までの約3年間でございます。

整理番号5番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを介しての設定です。設定する農地、大字奥田428番1(田)1,484㎡、同じく大字奥田429番1(田)1,232㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から令和10年7月31日までの約5年間でございます。

整理番号6番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを介しての設定です。設定する農地、大字奥田40番1(田)1,856㎡、同じく大字奥田47番1(田)1,285㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から令和10年7月31日までの約5年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて頂きまので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。
(なしの声あり)

議長 なしとの声がありましたので、異議などがないということで採決致します。
それでは、議案第5号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第5号は、農業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次の議題に入ります前に、梅田委員、中江委員、吉岡委員、米田委員の入室、着席をお願い致します。

(梅田、中江、吉岡、米田各委員、入室、着席)

続いて、議案第6号その他の1番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議案書4ページをお願い致します。議案第6号、その他の1番 農地形状変更申請について説明を致します。これまで畑作転換申請という名称で扱わせていただいていた案件ですが、名称を畑作転換申請から農地形状変更申請に変更させていただきます。
農家の方から、農地に盛土などを行いたいというご相談ありましたら、手続きいただくようご案内よろしくお願い致します。

番号1番、申請地、大字曾大根435番1(田)859㎡、同じく大字曾大根435番3(田)1,190㎡、申請人は表記のとおりです。

以上、農地形状変更申請につきましては、1 件の申請で、書類等は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、続いて農地部会でご審議頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願いします。

部会長 それでは報告させていただきます。

番号 1 番、曾大根の申請ですが申請地は今回 3 条申請され、先ほどご承認いただいたところで、イチゴ栽培のためハウスを設置するため地上げする計画です。盛土は約 30 c m です。作付け計画等は、新規就農の聞き取り報告でさせていただいたとおりです。土砂流出のないよう盛土される計画で、隣接農地の方から同意を得ており、周囲に影響はないものと思われまます。妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、報告いたします。

議 長 それでは、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問ないようですので採決致します。

それでは、議案第 6 号、その他の 1 番、農地の形状変更換申請について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 6 号その他の 1 番農地の形状変更申請については事務局処理に決定致します。

議 長 次に議案第 6 号その他の 2 番を議題と致します。事務局より説明願います

事務局 議案第 6 号、その他の 2 番、専決処分報告について、報告第 1 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出の件について説明致します。

本件は、事務処理規程に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、令和 5 年 4 月 26 日から令和 5 年 5 月 25 日までの受付分でございます。

番号 1 番、転用届出地、中今里町 253 番（畑）525 m²、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転により露天駐車場への転用届出であります。令和 5 年 5 月 15 日に確認委員の鬼頭委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号 2 番、転用届出地、大字大中 73 番（畑）493 m²、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転により庭先用地への転用届出であります。令和 5 年 5 月 10 日に確認委員の小川委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号 3 番、転用届出地、土庫二丁目 470 番 8（田）39 m²、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。贈与による所有権移転により庭先用地への転用届出であります。令和 5 年 5 月 23 日に確認委員の本郷委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号4番、転用届出地、大字大中168番(田)370㎡、同じく大字大中171番(田)327㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転により露天資材置場への転用届出であります。令和5年5月26日に確認委員の小川委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第5条関係、4件の専決処分の事後報告でございます。

議長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、この件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

議長 報告第1号については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。確認委員の、鬼頭委員、小川委員、本郷委員、お忙しい中ご確認いただきありがとうございました。

議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようでしたら、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで6月委員会を終わります。続きまして、事務局より連絡事項等ございましたらお願いいたします。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓 場 一 郎

署名委員 本 郷 保 則

署名委員 吉 岡 重 治